

○田渕参事官 御参集いただき、誠にありがとうございます。

内閣府知財事務局の田渕でございます。

会議に先立ち、本日のオンライン会議の進行について御説明いたします。

まず、会議中は、ノイズを防ぐため、発言時以外はマイクのミュートをお願いいたします。マイクがミュートでない場合、事務局でミュート操作をさせていただくことがありますので、あらかじめ御了承願います。

御発言を御希望の場合は、画面で手を挙げていただくとともに、「挙手」ボタンにてお知らせいただきますようお願いいたします。

御発言される際にはマイクをミュート解除にいただき、発言が終わりましたらマイクを再度ミュートにし、「挙手」ボタンを解除していただきますようお願いいたします。

傍聴の方々につきましては、カメラ及びマイクを切っておいていただきますようお願いいたします。切っていない方については、事務局で操作させていただきます。なお、画面上部の表示タブの「カメラオフの参加者を非表示にする」を押していただきますと、カメラオフの方が非表示になりますので、画面が見にくい場合等、適宜御活用ください。

なお、本日は田村委員が途中退席、柳川委員が遅れての御参加となります。

続いて、本日の会議資料でございますが、委員の皆様限りということで取りまとめの案を送付させていただいております。御配慮をお願いできればと思います。

それでは、ここから議事の進行を中村座長にお願いしたいと思います。座長、聞こえますでしょうか。

○中村座長 もしもし。

○田渕参事官 事務局ですが、聞こえております。

○中村座長 すみません。私のほうのセッティングがうまくいかずに申し訳ありません。

恐縮です。資料の確認のところまで済みましたでしょうか。

○田渕参事官 はい。済みました。

○中村座長 申し訳ありません。では、始めてよろしいでしょうか。

○田渕参事官 中村座長、聞こえますでしょうか。

○中村座長 はい。

○田渕参事官 ちょっと接続が悪かったようですが、今、画面が映っております。

○中村座長 私、しゃべっていたのは伝わっていなかったですか。

○○○ 全部切れていましたので。

○田渕参事官 はい。切れていました。

○中村座長 申し訳ありません。どこから申し上げたらいいのだろう。

○○○ 最初からお願いします。

○中村座長 非常に申し訳ありません。Webexがうまくいきません。

では、申し訳ありません。もう一度、申し上げます。

今日は非常に皆さんに無理を申し上げまして、再度お集まりをいただいて誠にどうもありがとうございます。

今日は前回御審議いただいた案につきまして、さらに皆さんの御指摘内容などを踏まえた事務局作成の修正案について審議をいただきます。

審議に入る前に簡単に本日までの経緯について御紹介をいたしますと、前回、取りまとめの案を作っていたのに当たりまして、事務局からあらかじめ文化庁からの意見をもらうなど協議していただいているところでもございました。文化庁からの意見は主として2の(1)についてのものなのですが、今日、提示をする取りまとめの案にはこれらの文化庁からの意見も一定の反映がなされているのですけれども、いまだ隔たりがあると伺っております。ただ、皆さんにはこれまで文化庁による意見の御紹介をできておりませんでした。そこで、今回は文化庁に対してこの場で直接御説明をいただくように事務局から依頼をしてもらったのですけれども、今日は対応できないということでしたので、代わりに事務局からそこも含めて説明をいただくということとします。いよいよ取りまとめ、大詰めでございますので、意見及びその修正箇所も含めて、ぜひ今日、皆さんから意見を頂戴したいと思っております。

では、申し訳ありません。事務局から取りまとめの案、資料について御説明をいただきますけれども、私の認識では1ポツ、2ポツ、前半、後半のうちの1ポツについては争点、少なくなってきたと思いますので後に回していただいて、まず争点となっている2ポツ、対応策のほうから議論をしたいと思っておりますので、御説明をお願いします。

○田淵参事官 それでは、18ページをおめくりください。2ポツの(1)一元的な権利処理の促進のところでもございまして、こちらがまだ調整中の部分となります。

前回、2月5日のタスクフォース会議でお示した案からの一番の変更点は、裁定制度の抜本の見直しを補償金付権利制限や混合型、拡大集中許諾と並べて独立の類型として位置づけたということになります。このほか、これらの類型の特徴の整理や記載の仕方などについても現在すり合わせをしているところでありまして、本日の資料にも一部反映されております。

それでは、具体的な変更箇所の説明をいたします。

まず18ページの458行目のところですが、一元的な権利処理の促進ということで個別の許諾を得るための権利者の特定や交渉に係る費用や時間、これらを取引コストと呼んでいるということを整理しております。この取引コストという中には権利者への対価は含まないと整理しております。

また、464行目以降、円滑なライセンスの仕組みとして狭義の集中管理が存在しまして、

この集中管理を促進することにより取引コストの削減を図ることができるところでありますが、一方で、権利者不明著作物を含め団体が管理していない著作物を含め、網羅的に利用した場合には狭義の集中管理だけでは対応できないということで、その後の文章、多少順番を入れ替えたり内容をより明確化したりしておりますけれども、475行目以降のところですが、「例えば、映像コンテンツ等の配信を中心として、こうした多種多様なコンテンツを大量に一括して利用する必要がある場合には、取引コストが過大となり利用による便益を上回ったり、一部のコンテンツの許諾が得られないことをもって、全体としてのサービスが円滑に進められないといった事態が生じたりすることもあり、一元的かつ簡素な権利処理を実現することが強く求められる」とあります。

「他方、UGC作品や過去の作品の二次利用にあたっては、集中管理など円滑な許諾のための手続が用意されていないものも多く、権利者不明等の場合も多いと考えられる。この中には、権利者が許諾権による利用のコントロールに関心を有していなかったり、利用されることに抵抗感がなかったりする場合もあると考えられるところ、それにも関わらず、利用が困難となっているとすれば、政策的な改善を図っていくことが求められる」としております。

「このように、権利者不明著作物をはじめ、団体が管理していない著作物等を含め網羅的に利用するための一元的な権利処理の実現が求められる場面がある」という部分がまず前回からの修正点になります。

【検討の方向性】の前段部分も調整等を経て修正を加えた部分ですけれども、「上記の現状と課題を踏まえ、円滑な許諾のための手続が用意されておらず利用に当たっての取引コストが過大となるコンテンツの利用を抜本的に円滑化するための制度を創設し、従来型の集中管理等の措置と相まって、幅広いコンテンツのシームレスかつ迅速な利用環境を整備すべきである」としております。

その検討に当たっては、著作権制度における既存の手法の組合せ、既存の手法の抜本的な見直し、全く新たな手法の創設の可能性を含め、考え得る手法の特徴等を丁寧に比較・分析した上で、上記目的を達成するために必要な施策の方向性を示すことが重要であります。

具体的な手法の特定や詳細な制度設計等については、著作権制度を所管する文化庁（文化審議会）における専門的な検討もさらに行われるものでありますが、本タスクフォースにおいては、著作権制度における既存の手法としての①補償金付権利制限規定、既存の手法の組合せとして②混合型。メンバーは集中管理、ノンメンバーは補償金付権利制限規定というものになります。それから、新たな円滑な許諾手続の選択肢として③の拡大集中許諾制度。その次に、既存の手法の抜本的な見直しとして④の権利者不明の場合の裁定制度の抜本的な見直しの4つを検討いたしました。

513行目以降ですけれども、タスクフォースにおける検討によれば、デジタル時代の多種多様で複雑かつ膨大なコンテンツの許諾手続を円滑化するためには、aですが、分野・用

途に応じて手段・手続を使い分け、1ポツに示した環境変化の課題解決に応えられる用途範囲をカバーすること。bとして、一元的な管理に関するノンメンバーのオプトアウトあるいは権利者の意思の尊重を認めること。それから、c、柔軟な対価決定ができること。そして、d、権利処理に当たっての障害を社会的意義や合理性に照らして簡潔かつ適切に解決できることなどの条件を実質的に満たす制度改革を行う必要があるものと考えられるとしております。

523行目以降はそれぞれの制度の説明部分でして、前回から大きな変更はありませんので説明は割愛させていただきます。

21ページに参りまして551行目以降、こちら、前回から新たに付け加えた部分ですけれども、なお書きのところですが、著作権の制限を正当化する理由としては複数のものが考えられるが、個々の利用は比較的零細であるにもかかわらず、権利者や利用者の数が多いなどの理由により取引コストが高過ぎるために利用が進まない場合であって、社会的に利用が望ましい場合も正当化理由に当たるのではないかとの意見がありました。いずれにしても、権利制限以外の対応策も選択肢として視野に入れることが望まれるとしております。

さらに、それぞれの権利処理手法の特徴について整理した表を22ページに掲載しておりますけれども、こちら事務局でのすり合わせを経て前回から内容が変わっている部分がありますので、改めて御説明させていただきます。

まず一番右に裁定制度の抜本的な改正、行政機関の関与がなく集中管理団体等を窓口とするというものですけれども、こちらが新しく加わっているという形になります。

また、適用可能場面の広い、狭いという項目を新たに置いておまして、それぞれ補償金付権利制限については、一律の権利制限となるため、高い公益性・社会的意義・合理性が必要と整理しております。混合型については、ノンメンバーについての権利制限となるため、一定の公益性・社会的意義・合理性が必要としております。拡大集中許諾につきましては、権利制限でないと捉えれば用途に大きな制約はない。一方、ノンメンバーについての実質的な権利制限になると捉えれば一定の公益性・社会的意義・合理性が必要としております。裁定制度の抜本的見直しにつきましては、この制度はもともとビジネス利用を含め目的用途を限定しておらず、幅広い場面で活用が可能としております。

多数あるいは大量の著作物等の利用円滑化につきましては、いずれの手法も窓口の一元化や相当程度の定型的処理が可能となるという記載にしております。

次に、集中管理等がされていない（許諾を得るための権利処理コストが高い）著作物等の利用円滑化につきましては、補償金付権利制限については集中管理等がされている権利者の著作物等までも権利制限されてしまい過剰な制約としております。その他の3つの手法については、いずれも探索コストや事務的手続に係る負担、時間を軽減すると記載しております。

それから、対価決定の柔軟性（市場原理の反映）というところですが、補償金付権利制限規定については、制度設計次第ということで、当事者間協議による補償金額の設

定や特定の利用についての無償または低廉な額とすることなども可能としております。また、オプトアウトを認めることにより、市場原理を反映できる可能性があるとしております。権利者不明著作物の利用に関しては、例えば出現時の清算や出現率を加味した徴収の検討も必要としております。

混合型につきましては、メンバーについては集中管理団体と利用者間の協議等を経て決定された使用料規程の適用となります。補償金付権利制限部分については制度設計次第でございますが、当事者間協議による補償金額の設定や特定の利用について無償または低廉な額とすることなども可能。また、集中管理団体等利用者間の協議等により決定された対価水準が反映されることも想定されるとしております。オプトアウト、それから、権利者不明著作物の部分については、補償金付権利制限と同じ記載となっております。

拡大集中許諾につきましては、メンバーについては集中管理団体と利用者間の協議等を経て決定された使用料規程の適用。ノンメンバーについても集中管理団体の使用料の適用としております。オプトアウト、権利者不明著作物については前の2つと同じ記載となっております。

裁定制度につきましても制度設計次第というところですが、あらかじめ一定額を担保として預けることを求めつつ、権利者が現れた場合に当事者間で協議して精算するなどすれば柔軟性を確保することが可能としております。

権利者の意思の尊重につきましては、補償金付権利制限規定、混合型、それから、拡大集中許諾、いずれにつきましても制度設計次第でオプトアウト可能としております。また、裁定制度につきましては、権利行使意思がある場合はそもそも制度の対象とならないという記載となっております。

権利情報の集約効果につきましては、いずれの仕組みについてもありとしております。

最後、取引コスト、権利処理の事務負担や時間の削減効果につきましては、補償金付権利制限規定、混合型、それから、拡大集中許諾については、いずれの手法についても探索コストや事務手続に係る負担、時間を軽減、また技術の活用による取引費用の低減も考えられるとしております。裁定制度につきましては、権利者搜索等に一定の時間、期間を要するとしております。

以上、前回から特徴の比較部分につきましては記載内容が変わっております。

続きまして、それぞれの類型に関する記載ですけれども、まず拡大集中許諾部分のうち23ページで脚注に記載しておりました文化審議会での検討状況を本文に移したというところが1つ。590行目以降ですけれども、変更があった部分となります。

また、600行目以下、前回の御議論を踏まえて追記しております。拡大集中許諾については「仮に権利制限の側面がありその正当化根拠が求められるとしても、取引コストが高すぎて利用が進まない場合等、社会的意義や合理性があれば公益性に依らずとも正当化は可能との意見もあった。他方、公共性が必ずしも高くない場合に、ノンメンバーの許諾権を制限することは正当化できるのか疑問視する意見もあった」という旨、記載しております。

それから、拡大集中許諾のイメージ（仮説）の部分ですけれども、614行目以下に「ノン・メンバーの中には権利者が不明な場合も含まれるところ、メンバーと同水準の対価を利用者に課すことが適切でない場合に、例えば権利者が現れず不要となることが見込まれる対価は徴収せず、一定の担保金を徴収し、支払いが必要となった場合にはその中から権利者に支払うことなども考えられる」という記載を追記しております。

次に、補償金付権利制限型に関する記載ですけれども、25ページの一番下の654行目以降、「権利制限によって実現される社会的意義が問題となり、利用の目的、範囲については、権利者自らあるいはライセンシーを通じて行うビジネスと衝突し、その顕在的若しくは潜在的市場を侵食するおそれのある利用について権利制限を行うことは、補償金請求権の付与があっても、原則として認められないと考えられる」という記載は前回から変更ございませんが、その後、追加したものとして「他方、権利制限により許容されるべき利用範囲を立法で特定する方策であるために、対価は必ずしも市場価格である必要はなく、公益等を加味した低廉なものとするのも正当化しうる。以上のことから、公益的な理由により比較的低廉な対価で定型的な利用を促進することを目的とする場合などに推奨されるとの意見があった」。

その後、また追記事項ですけれども、「他方、取引コストが高すぎて利用が進まない場合等社会的意義や合理性があれば権利制限の正当化は可能であり、公益性に依らず、適用範囲を広げて検討することも可能との意見もあった」という部分を追加しております。

また、670行目辺りですけれども、補償金付権利制限を用いる場合には、柔軟な対価決定方式に関する検討も必要ではないかということを追加、追記しております。

○水野委員 水野です。

すみません、私が見ているファイルがひょっとして最新のものではないような気もしております。データの名前はどうなっていましたか。昨日お送りいただいたもので間違いないでしょうか。いや、皆さん、あまり違和感がなければ私だけ多分違うものを見てしまっているのかもしれないです。

○林委員 私は違和感なくずっと読んでおりました。

○水野委員 ごめんなさい。そうですか。

○○○ 一番最後にもらったものはいつでしたか。

○○○ 昨日の23時6分ぐらいに来ていませんか。

○○○ そうですね。昨日23時6分に来たものを私も見ておまして、ほかの方もそうだと思うのですけれども、私は大丈夫だった。ほかの方も違和感なかったですね。林先生、違和感なし。水野さん、もう一回ダウンロードすればいいのではないですか。

○水野委員 申し訳ございません。続けていただければと思います。

○○○ ファイル名がTF取りまとめ案20210216のWordファイルなのです。

○水野委員 そうですか。では、多分間違っていないですね。ごめんなさい。でも、行数がおかしいな。すみません、こちらで多分ファイルは同じものを見てるので、内容とし

ては書いてあるのですけれども、お伝えいただいた行数とかがちょっとずれていたのも、もしかしたら違うものを見ている可能性があると思ってちょっとお伝えしてしまいました。申し訳ありません。

○田渕参事官 では、続けさせていただきましても、27ページですが、補償金付権利制限型のイメージ（仮説）部分につきましては、689行目のところで「柔軟な対価決定方式も考えられる」という記載を追記しております。

また、692行目から693行目にかけてですけれども、「オプトアウトを認めることによる利用円滑化への影響を考慮する必要がある」、これも前回、委員からいただいた御意見を反映しております。

それから、28ページ目の一番上、694行目からですけれども、法律で権利者の権利を制限する以上、公益的な用途、取引コストが高過ぎて利用が進まないものの社会的意義が高い領域、あるいは定型的な利用で利用者を外形的に特定・想定しやすい領域等、合理性が認められる領域等に用途範囲を限定することが必要というように表現を変えております。

次に、集中管理と補償金付権利制限の混合型についてですけれども、こちら、717行目前後に、この方式についても柔軟な対価決定方式にすることが欠かせないとの意見があったという旨を追記しております。残りの部分は専ら表現の適正化等に係る部分ですので説明は割愛させていただきます。

それから、30ページですけれども、裁定制度の抜本的な見直しというところ、新たに類型として取り出した。以前から抜本の見直しに関する記述、記載自体はあったわけですが、これを独立の類型として取り出しております。

内容ですけれども、一元的な権利処理の促進に当たっては、現行の権利者不明の場合の裁定制度の在り方とも併せて検討することが必要である。これまでも同制度の見直しが図られてきたが、制度のより幅広い利用を促進するためには、行政の関与をなくして、集中管理団体の有効活用を図る抜本的な見直しを検討する必要があると考えられる。集中管理団体が裁定制度において窓口機能を果たすことにより、利用者による権利者の搜索等に係る負担を軽減するとともに、集中管理団体が管理する著作物等との一元的な権利処理が図られることになる。その際、併せて集中管理団体が行う裁定手続の適正執行担保のための行政による監督の在り方などについても検討を行うことが必要と考えられるとしております。

「また、申請の電子化や要件の緩和により、利用者の負担軽減を図ることが必要である。事前供託については、権利者が現れることがまれであるにも関わらず、補償金を事前に供託しなければならない現行の仕組みについても見直しが求められる」としております。

なお、裁定制度の見直しに当たっては、その担い手となる団体として、集中管理団体のみならず、著作権に関わる公益的な業務を行う団体についても候補となり得るのではないかとの意見が前回ありましたので、こちらも追記しております。

また、ほかの3類型と同じように何かしら仮説を立てたイメージ図があったほうが分か

りやすいであろうということで、31ページに図を追加しております。その下に仮説の内容として、集中管理団体に管理委託されているものについては現行制度同様に権利処理・使用料の分配が行われ、窓口が明らかでなく権利者の探索コストが高い著作物等については、裁定制度の対象となるとしております。

後者については、行政機関ではなく集中管理団体等を窓口とした手続を法定することが想定されます。例えば集中管理団体が権利者検索を代行したり、供託制度は使用せず利用条件等も緩和するといった内容が考えられます。

集中管理団体に管理を委託している権利者については、利用用途に制限はなし。裁定制度はもともと商業利用を含め、目的・用途を限定しておらず、幅広い場面で活用が可能としております。

また、裁定について、行政処分によらないことの正当性を担保するための措置を講ずるとしております。

最後に、785行目ですけれども、「一定額を担保として預けることを求めつつ、事前に補償金を供託することは不要とし、権利者が現れた時に、利用者が清算するなどすれば、柔軟性の確保が可能」としております。

さらに、788行目以降に委員からいただいた御意見として付け加えておりますけれども、なお、さらなる裁定の活用範囲の抜本的な見直しを求める案として、大量に著作物を処理する必要がある利用態様に限っては、ノンメンバーに関しては窓口が明らかになっている権利者の著作物も含めて裁定制度の対象とすることを検討すべきではないかという意見もありました。

デジタル化時代、インターネット時代において物理的には大量に著作物を利用するアーカイブや記録映画などの創作やあるいは情報分析提供動画などの迅速発信が可能となっているにもかかわらず、権利処理に莫大な費用がかかることや非合理的な利用拒絶がネックとなって創作が断念することを防ぐためには、むしろ、権利者のほうから権利の所在と許諾の意思の明確化を図ることを要求するというようにデフォルトを転換する必要があるという御意見もありました。このようにすることにより、集中管理団体の加入や新たな集中管理団体の形成が促されるというメリットもあるとしております。なお、この方策については、オプトアウトを認めるという選択肢を併用することにより、より正当化が容易となるという意見もありました。

804行目以降が全体のまとめのようなところに当たるものですが、いずれの手法についても利用形態や利用されるコンテンツの性質等に応じて適正な対価が権利者に還元されることが重要であり、一元的な窓口となる団体において対価の使途について適切な運用がなされることが必要である。可能な限り、個々の権利者に実際に対価が分配されることが基本となることは言うまでもないが、分配ができない対価が蓄積する場合には、使途に関して一定の制約を課すことによって制度の公正性を担保する必要があるということを付記しております。

以上が2ポツの(1)に関する前回からの調整を踏まえた現段階における変更点の説明になりますけれども、例えばそれぞれの種類の用途の範囲ですとか、あるいは全体的にどこまで取りまとめに記載するかといったことについて引き続き整理が必要と考えております。

以上、事務局からの説明とさせていただきます。

○中村座長 どうもありがとうございました。

ここが文化庁と調整中ということを知っているのですが、委員の皆さんからの意見はおおむね取り込まれていると認識をしているのですが、事務局に聞きたいのですが、現時点で文化庁との隔たりというのはどの辺りなのでしょう。

○田淵参事官 どこまで詳細な記述、例えば制度設計に関わる詳細な記述を入れるかというところについて、イメージとして仮説的なものを入れるのか、あるいはその辺りは制度官庁に委ねられるのでそこまで踏み込まないのか、どこまで詳細な内容を取りまとめに記載するかというようなあたりについてまだ調整を行っているところでございます。

○中村座長 ありがとうございます。

私どもの委員同士の問題というよりも現時点での省庁間の調整問題なのだろうという気がいたしますので、私たちがここで議論を深めていって、それが結局最後、どのような形に収まるのかというのちょっと見えない状況ではあるのですが、この今の説明で委員の皆様からコメント、質問などあればお出しいただけますでしょうか。

林さん。

○林委員 この知的財産戦略本部のタスクフォースの報告書というものは、著作権法の専門家にだけ分かればよいというものではなく、国民一般に向けて、国民一般が理解しやすいものである必要があると思っております。

このタスクフォースでは、489行目の【検討の方向性】の段落で、①補償金付権利制限規定、②混合型、③拡大集中許諾、④裁定制度という①～④の仮説のイメージを前提に議論してきたわけですが、特に既存制度そのものではなくて既存制度の改善提案である①、②、④については、既存制度との違い、どこを改善するのかといった部分のイメージを報告書に記載しないと、タスクフォースがこうした検討の方向性を出した議論の前提が読み手に伝わらないというか理解していただけないのではないかと。

何を議論したのだから分からないということになりかねないと思うので、整理の余地はあると思うのですが、少なくとも混合型についてもいろいろ我々、議論したわけで、その混合型のイメージがどういうものなのかとか、拡大集中許諾制度と呼ばれているもののうちの、どういうイメージのものを前提として議論しているのかということが分かるような記載が必要ではないかと思えます。

○中村座長 ありがとうございます。

ほかにどうでしょう。

では、前田さん。

○前田委員 前田です。

今回の検討の対象は何なのかという点につきまして、482行目のところでは、権利者が許諾権による利用のコントロールに関心を有していなかったり、利用されることに抵抗感がなかったりする場合もあるにもかかわらず、利用困難になっているとすれば、政策的な改善を図っていくことが求められる、とあります。

この問題意識は非常によく分かります。私もそのとおりだと思うのですが、513行以下の記述になりますと、著作権制度全体が機能不全を起こしていて、許諾権を中心とする全体的なシステムの改革が必要ではないかというようなニュアンスにも私には読めてしまうのですが、私の理解では、482行目以下にあるように、アマチュアの方が創作をしてそれをUGCに上げるというような場合が非常に多くなってきていて、そのために権利者が許諾権による利用のコントロールに関心を有していなかったり利用されることに抵抗がなかったりする場合が生じているにもかかわらず、その利用が進まないという問題点が生じている。それをどう対応するかというのが今回の課題ということではないか、と思います。

私が思うには、例えば映画会社が巨額の製作資金を投資して製作した映画を拡大集中許諾の対象にするとか、映画製作者の許諾権を制限して誰でも映画配信ができるようにしようとか、そういったことが求められているわけではないのだと思うのです。ですから、今回の問題というのは著作権法全般の話ではなくて、その中で生じてきている482行目以下に書かれているような問題を解決するものだという趣旨が明確になったほうがいいのではないかと私は思います。

以上です。

○中村座長 田村さん、お願いします。

○田村委員 どうもありがとうございます。

前田先生がおっしゃったように、今回の報告書の趣旨がそうであることは、私も納得します。あとは評価の問題かもしれませんが、その問題が、全ての著作者であれば自動的にかなり強力な権利の保護を求める方と同じ著作権が発生しているという、まさに著作権制度の根本的な問題であると思います。同じ現象ですが、私はそれを根本的な問題と呼んでしまいますので、あまり小さな問題ではないように思います。それから、インターネットで我々が閲覧できるような著作物はそのうちのそういう権利行使の欲されていないような寛容の利用に属するようなものの割合というのも、かなり無視できないようなものがありますので、問題だと思います。ですので、そんなに現在の報告書で何か問題を巨大化しているというようには読めないような気がします。

ただ、前田先生も結局は、例えば502行目からとか515行目からが少し問題を外れて大きな改革をするようにも読みかねないということでありましたら、何かこの記載の前に「前記問題を解決するために」と追加するか、その前記問題をここでもう一回特記しても構いません。しかし、少なくとも著作権制度は大丈夫という感じのニュアンスはないような気もしております。これが1点目の意見です。

それから、林先生の御意見に私も賛成です。また、特に今回の報告書、非常に皆さんから多角的な意見をおっしゃっていただいた結果、非常に情報量が豊かになっています。しかも、必ず議論が分かれそうなところは両論併記になっていますので、私を知る範囲では、ここまでこれらの新しい制度を含めて具体的に、かつデメリット・メリットを検討した文書は今までにないと思うのです。ですから、この成果を、ぜひ公表のほうに持っていければと思っております。

以上です。

○中村座長 ありがとうございます。

ほかにいかがでしょう。

どうぞ。

○林委員 すみません、もう一度。先ほど前田先生が482行目以下のところを引用されて、それが立法事実というか出発点ではないかというような御趣旨をおっしゃられたと思うのですが、私の理解では、この482行目以下というのは480行目からの「他方、UGC作品や過去の作品の二次利用にあたっては」の段落の整理でして、もちろん、これも一つの大きな視点でございますが、それ以上に1ポツのところ例えば15ページの384行目以下でデジタル化、ネットワーク化に伴うコンテンツ流通の構造変化のポイントを挙げており、このタスクフォースでは、構造変化に対応する制度改革の議論をしたと私は理解しております。したがって、現在の19ページ、先ほどおっしゃった513行目以下の今後、制度設計に当たって、a、b、c、dのポイント、条件を実質的に満たす制度改革を検討していくという方向性の記載は必要なものではないかと思っております。

○中村座長 ほかにどうでしょうか。

田村さん、どうぞ。

○田村委員 すみません、ちょっと細かなことになるかもしれませんが。現在ですと、518行目で柔軟な対価決定ができること、これは非常に大事なことだと思います。対価決定だけではなかったかもしれませんが、何度か柳川先生のほうから、迅速というのも一つのキーワードだったというお話をいただき、割と皆さんのそれも一つの大事なことだというお話があったと思われまして。そこで、cのところかどこか分かりませんが、どこかに迅速というキーワードがあったほうがよいかもしれません。

○中村座長 ありがとうございます。

前田さん、お願いします。

○前田委員 前田です。

先ほどの林先生の御意見についてなのですが、1ポツは後回しなのかもしれないのですが、1ポツについて私が思いますのは、397行目以降のところに記載していただいておりますように、主として「プロ」によって創作されたコンテンツがリアルな仕切られた取引市場において流通することを想定したものであったのが従来であったところ、そうい

う中ではコンテンツに係る権利者の把握は比較的容易で、流通に係るプレイヤーも限定的であったということがあった。これがそうではなくなってきたがゆえに生じている問題があって、それに対応する必要があると思うのです。この397行目以下で書いていただいた問題意識が先ほどの482行以下の問題ということになって、それが今回の我々の課題ではないか、と私は思っておりました。

以上です。

○林委員 すみません、私もそれ自体はアグリーなのですけれども、それだけではないというような意見であります。多分評価の個々の違いなのかもしれません。ありがとうございました。

○中村座長 その辺りは何か文章修正で折り合いはつくものでしょうか。

○林委員 私のほうは、修正は必要だと考えていないのです。

○田中事務局長 事務局の理解は、19ページ目の482のところは「この中には」という書き方をしておりますけれども、これはまさに480からUGCの話や過去作品の二次利用の話をしているので、その流れで出てきているわけです。

一方で、先ほどの15ページの397行目からの段落のところの話は、これは4ページ目に従来のコンテンツ流通とデジタル時代のコンテンツ流通、まさにアンバンドルされているわけなのですけれども、これが何を言いたいかといいますと、アマチュアが入ってきたというだけの意味では全くないと思っております。要するに右側の状態というのは、まさに仕切られた顔の見える相手同士の前提の中で伝統的なルール等で粛々と処理をされていくというルートから、プロも含めて今までお付き合いをしたことのないような方々がアマチュアとは限らずプロとしても大量新規参入をしていて、マルチに全部つながっていく、これがまさにデジタル化そのものなわけですが、その状態で、かつ大量、かつ迅速ということに 대응するためには、a～dのような改革をしなければならない。その中に482から485のようなものも含まれているという理解でございます。

○中村座長 前田さん。

○前田委員 先ほどもちょっと例として出させていただいたのですが、例えば映画会社が巨額の製作資金を投資して映画を作りました、その映画の流通について、拡大集中許諾だとか混合型だとかということは考えづらい。少なくとも映画の著作物の有料配信等をする権利について拡大集中許諾などの対象にする必要はなく、映画会社が投資の成果の活用をして、どうやって投下資本の回収を図っていくかというのは、基本的には投資して製作をした人のマーケティング政策によるべきものであるべきだと思います。それについて何か今、許諾権システムを変更する必要はなく、それがおそらく共通認識としてまずあるのではないかと私は思うのです。でも、そういうものではない財が世の中に、インターネット上などに多数出てきていることについてどう対処するかということが問題なのであって、世の中で流通しているコンテンツ全てについて、今、改革をすべきだということではないのではないかと私は思います。

以上です。

○中村座長 それは何かそれについての疑義みたいなものがこの報告書の中であるということですか。何らかそれを変えればいいということでしょうか。

○前田委員 前田です。続いてよろしいでしょうか。

例えば482行とか483行辺りは、問題意識が局限されているといえますか、限定された問題意識が書かれているように思うのですが、513行以下になりますと、先ほどもちょっと田村先生から御提案いただいたのですけれども、492行以下の問題に対処するためにこういうことが必要だということではなくて、およそ著作権制度一般について書かれているかのように私は読めてしまったので、そういう趣旨ではないということなのかもしれないのですが、そこが私の感じた違和感というところでございます。

○中村座長 田村さん。

○田村委員 私も前田先生と志は同じで、保護すべきものはしっかり保護し、保護すべきでないものは保護しないというのが、これからの著作権法の課題だと思っております。私の今のような言葉でなくてもいいですし、保護すべきではないものと言うと反発もあるでしょうから違う言葉がいいのですが、そういう切り分けのようなものが求められています。

それから、前田先生と少し意見が違ふかもしれないことは、細かなことですけれども、その切り分け方です。例えば、手続でどちらが先に手を挙げるかとか、その問題は前田さんと私で埋め難い溝があるのはよく存じております。そういう感じの問題意識で、487行とか500何行のところに「以下の提案します」という部分があるのであれば、事務局の御趣旨もよく分かりますし、前田先生の御意見も通るような気がしております。すみません、ここで失礼いたします。

○中村座長 ありがとうございます。

御懸念のことが何らか文言の修正とかで払拭されるのだったら、それでもう一段努力をしていただければと思います。お聞きをされていて私が思うのは、1ポツで引き取るような問題かなという感じがしました。つまり、過去、著作権法ができて50年になって、デジタル時代に制度をがらぼんにすればいいのではないとか、全く新しいデジタル著作権法をつくるべきではないかという議論もあるところで、今回、それをそこまでやっているかという、別にそこまでのことではなく、同時に、これまでの著作権制度で非常にビジネスとしてうまく機能してきているところはある、それは土台としてあるわけですが、急速に変化しつつあるデジタルというのを受けてこれから対応していかなければいけない問題をどう捉えるのかという、そういう認識は多分皆さん一致しているのだらうと思いますが、それがどちらかに大きく何か振れてしまっているような議論に読まれないようにしておくという工夫がどこかに要るとしたらやってしかるべきだろうと思います。

今、それをこういう解ですねと提案して収める時間的余裕がなさそうなので、本当はその辺りも今日で収めなければいけないところがあるのですけれども、もう少しこれは文化

庁との調整もあるということですので、それも含めての預かりにできたらなと思いますが、そんなのでよろしいでしょうか。

それから、これからもまた事務局と文化庁の間で、これをどのように収めるのか。先ほど田村さんがおっしゃったように、私、与えられた時間内で皆さんの意見、出てきたものというのは全部書き切るとというのが我々にできることだと思っております、ちゃんと書き切って、ここまで意見が出てやったよねということは何とか外に出すというところまでやりたい。出すというのは、政府部内でも調整がついて、これを受け取りますと政府に言ってもらえるようなところまで持っていくというのが我々、やらなければいけないことかなと思っております、この後も大変な調整になっているのですけれども、していただいた上で、もう一度、皆さんの了解を取るという手続が要るかなと思っております。皆さん、いかがでしょうか。

また後で戻ってもよろしいので、先に進んでみましょうか。続きに行ってみましょう。

1の2ポツの(2)以降、お願いします。

○田淵参事官 (2)以降、残り5つ、柱がございます。(2)が「UGC等、多元化された制作環境の適正な発展を支える権利者意思情報共有・権利処理関連サービスの形成とプラットフォームの役割」というところ。こちらにつきましては、表現の適正化等以外は大きな変更点はございません。

また、(3)のデータベース部分につきましても大きな変更はございません。

それから、(4)取引の適正化、就業環境の改善、こちらについても大きな変更はございません。

(5)の「伝送路などの形式面と権利者への影響などの実質面との間でずれが生じている著作権法上の規定の見直し」というところですが、そこに関しましては38ページの1000行のところ、「アナログ・リアルにおける権利の範囲の妥当性も含めて」という1行を入れております。アナログ・リアルでできることはデジタル・ネットでもという方向だけではなくて、両方向の見直し、精査も必要ではないかという御意見を反映したものとなっております。

それから、一番最後の柱であります(6)の「当事者間協議やソフトローの活用」というところですが、40ページの1029行目のところで、著作権分野におけるソフトローの活用と関連する事案として、平成30年の柔軟な権利制限規定の導入についてもともと記載しておりましたが、この柔軟な権利制限規定が導入された経緯についてもさらにもう少し詳細な説明を加えました。その柔軟な権利制限規定が導入される背景といたしまして米国のフェアユース規定の話がございます。

ページ数で言いますと42ページの1084行目以降ですが、こちらについては補足的にもう少し書き足しております。米国型のフェアユース規定というものの説明です。公正であれば無許諾で利用できるという柔軟性が極めて高いとともに対価還元を伴わない権利制限規定でありまして、フェアユース規定の導入については柔軟な権利制限規定の導入の

際に文化審議会において検討されたところではありますが、民間企業等における調査の結果、大半の企業や団体は高い法令遵守意識と訴訟の抵抗感から、規定の柔軟性より明確性を重視していることが判明した。また、我が国では法定損害賠償制度や弁護士費用の敗訴者負担制度もないため、訴訟しても費用倒れになることが多いという訴訟制度上の問題があるという点で、我が国においては、明確性と柔軟性の適切なバランスを備えた規定の導入が適当ということで柔軟な権利制限規定が導入される場所ですけれども、この経緯は論点と関わる場所ですので多少丁寧に書いたというところと、最後、1097行目以降ですが、米国型のフェアユース規定の導入の要否・適否については、様々な状況の変化ですとか新たな社会動向等々を踏まえて利用円滑化の状況等を見極めつつ、必要に応じて幅広い関係者の意見を丁寧に聴きながら慎重に精査を行うことが望まれるという内容を追記しております。

以上が2ポツの(2)～(6)の変更部分の説明になります。

○中村座長 どうもありがとうございます。

この部分について改めてのコメント等ございますでしょうか。いかがでしょう。ここは皆さんの御意見、大体吸収し終えたという感じでよろしいですか。特段ないようでしたら、では、ここはそういうことで大体フィックスという感じにしておきましょうか。

では、次に進みましょう。次が前半、1ポツについて説明いただけますか。

○田淵参事官 1ポツは3ページ目以降ですけれども、皆さんの御意見を踏まえて修正した箇所を中心に御説明いたします。

まず61行目ですけれども、先ほども取引コストという言葉の説明については追記した部分がありましたが、こちらでも同様に、権利者の特定や交渉に係る費用や時間を指す。時間という観念が非常に重要であるという御指摘がありました。また、迅速性ということの重要性に関する御指摘もありましたのを踏まえ、時間ということを明記して権利者に支払うべき対価は含まないという形にしております。

それから、もっと危機感を明確にということで63行目から67行目にかけて「権利処理と適正な利益再分配が迅速に低取引コストで実現できる環境の構築が、Society5.0の実現と我が国のコンテンツ産業の発展にとって不可欠であり、各プレイヤーがこれを真摯に受け止め、早急にこれを構築しないと、国際競争力の観点からも不可逆的な大きな後れを取ることになるおそれがある」という記述を入れております。

また、続きまして、クリエイター向けのメッセージあるいは創造活動の重要性というようなどころに関するメッセージが薄いのではないかとということで、68行目から71行目にかけて、コンテンツが持続的にクリエイターによって創造され、適正な対価が還元されながら利活用されるエコシステムが構築されること、このエコシステムを支えるものが迅速で円滑な権利処理という内容を追記しております。

次に、御意見を踏まえて修正した箇所といたしましては7ページ目の134行目から136行目ですけれども、インターネットの普及による情報量の爆発的増加は人々の関心や注目の

度合いが高いものが経済的価値を持つという現象をもたらしているとの指摘を加えております。

それから、8ページに参りましてコンテンツ制作者のプロシューマー化のところですが、192行目のところで、アマチュアの参入状況が分野ごとに技術革新の影響や市場規模によっても異なると考えられることという一文も追記しております。

また、9ページ目の202行目以降に、著作物の創造・保護・利用のうち、デジタル化とインターネットは、特に「創造」と「活用」に刺激を与え、プロシューマーの大量参入の可能性をもたらしている。「創造」と「利用」の両面で、技術進歩が垣根を低くする効果をもたらす場合に、大きな変化が起こり得る。我が国の社会環境の中で、デジタル技術を活用した社会の構造改革が強く求められている中、プロシューマーの「創造」と「利用」両局面への大量参入の可能性を潰さないようにしなければ、重大な社会損失につながるという段落を加えております。

それから、16ページ目ですが、415行目以降のところ、コンテンツがコミュニケーション財やデータ発生源としてのデジタル・エコノミーの中間財としての性格も持ち始めている今、権利処理の効率化が強く求められるという部分を追記しております。

また、過去コンテンツの重要性という話、例えばアーカイブのお話などもありましたけれども、それを1ポツでも明確にするために、「また」以降ですが、我が国の豊かな文化資源である過去コンテンツの利活用を図り、埋もれているものの再発見をも促すにあたっては、新たな工夫が必要となる」と一文を入れております。

それから、439行目以降は主に危機感をもう少し明確にという観点から「Society5.0を目指す我が国が、上記のような構造的な環境変化に対応した制度改革をなし得ず、未だに旧態から脱却する道筋すら描き得ていない現状に対する危機感」という部分と、あと445行目においても危機感に関する記載というのを追記しております。

以上が1ポツ部分、皆様の御意見を受けて修文した箇所になります。

○中村座長 ありがとうございます。丁寧に対応いただきました。

ここの部分について皆さんからコメントなどございますでしょうか。ここもよろしいですか。

○内山委員 すみません、1点よろしいでしょうか。

○中村座長 どうぞ。内山さん。

○内山委員 8ページ目、173行目、言葉が変だということを今さら気がつきました。プロシューマーはプロデュースとコンシューマーの造語なので、「コンテンツ・プロデュースのプロシューマー化」は、多分、趣旨違いで、ここの趣旨は「一般人のプロシューマー化」とかではないでしょうか？

○○○ そうですね。だから、正確な用語はあれですが、コンテンツ制作分野へのプロシューマーの参入みたいなことが正確な表現なのでしょうね。

○内山委員 それだと今度はコンテンツプロデュース分野へのコンシューマーの参入なの

ですよ。だから、プロシューマーはプロデュースとコンシューマーの造語なので、この頭でコンテンツ制作者というように限定してしまうと制作者が消費者化するという逆の受け取られ方にならないかなと。だから、例えば別の言葉だとハイアマチュアのプロシューマー化とか、多分そういうことではないかなと思います。

○中村座長 プロシューマーの大量参入ということなのですか。

○○○ そうですね。

○内山委員 そういうことです。それでいいのです。現状は変化のベクトルが逆になってしまっているのです。

○○○ 9ページの203行に「プロシューマーの大量参入」という言葉を新たな修文で入れさせていただいて、まさにタイトルとしてはそれがふさわしい。

○中村座長 修文の工夫をお願いします。

ほか、いかがでしょうか。

前田さんと柳川さんから手が挙がりましたので、順番に前田さん。

○前田委員 ありがとうございます。

427行目から428行目のところで「UGC作品をはじめとする新たな著作物に対応した」という部分を消していただいているのですけれども、これは私の先ほど申しました問題の所在とそれに対応した解決策という点からすると、「UGC作品をはじめとする新たな著作物に対応した」という部分は残したほうが明確ではないかと思えます。ただ、その問題だけではなくて、今までの議論の中でも、過去作品の円滑な利用ということが出ておりましたので、「UGC作品をはじめとする新たな著作物に対応するとともに、過去作品の円滑な利用を促進する」、というようなことにさせていただくのが問題の所在と対応した表現になるのではないかと思えます。

以上です。

○中村座長 そこ、いかがでしょうか。

○田渕参事官 趣旨としては、UGCだけに多少矮小化する必要もないのではないかということで、当然UGCも権利処理手続が用意されていなくて非常に使いづらいものの代表格の一つだとは思っているのですけれども、あまりそこに限定せずという趣旨の修文ではございましたが、よりよい表現方法がないか検討したいと思えます。

○中村座長 柳川委員、手が挙がっていましたか。

○柳川委員 柳川でございます。

遅れて15分ぐらい前に入ったので前半の話を聞いていなくて申し訳ございません。少し話がかぶってしまう部分があるかもしれないのですけれども、具体的な修文に関しては、最初の64とか65とか、この辺りに関することなのですが、いわゆるここで言っている低取引コストの実現というのがやはり非常に重要だということをもう少し強調していただいたほうがいいのかな。

随分書いてはいただいているのですけれども、やはりこれがSociety5.0実現だとかコン

テント産業の発展によって不可欠だということなのですが、言い換えると、低取引コストの実現ということの社会的意義が非常に大きいということだと思っております。やはりそこが今回の話の一番大きなポイントであって、その社会的意義をしっかりと実現させるということはどうやっていくかというところが後ろのところでは具体化されてくるということですので、少しその辺りを強調していただくことがこのメッセージをよく伝えていく上で重要ではないかというように思っています。低取引コストに関しての具体的なところは特定や交渉に関わる費用や時間というように入れていたので、時間の話だとか入れていただいたのは非常に有意義なことだったというように思います。

具体的な交渉の話に関しては先ほどの前田先生の話ともちょっと関係するのですけれども、一つは、やはり過去コンテンツに関してかなり今まできちんとした本当は対処していればもう少し防げたようなところもあるのだが、それをどうするかという話があって、それから、UGCのような話があるのだと思います。私自身は基本的にはその2つがコストのかかってしまう典型例だとは思っておりますけれども、それ以外のものもやはり結構取引コストはかかってしまう部分はあるのではないかと考えていまして、実際にはその2つとほかのものとの線引きというのは非常に難しい部分があるのではないだろうか。

私、入った直後だったのでちゃんと前田先生の御趣旨を正しく理解しているか分からないのですけれども、今から映画を作っていくという話であれば非常にきちっと権利なり、あるいは所在先なりを手当てしてある程度しっかりやっていくということはできるケースもあるのだと思います。ただ、これからいろいろなコンテンツを作っていく、これからのコンテンツを作っていく場合でも、あるいはUGCと叫べないような場合でも、すごくお金をかけてきちっと体裁を整えた映画制作のような場合だけでもないのだろうという気がして、そこが事前にしっかり完全に込めているとも限らないようなものが出てきて、それが後々、そのコンテンツを活用してもう少し何かさらなるクリエイションをやっていくといったときに障害になるのであれば、やはりそこは似たような問題が出てきてしまうのではないかと考えています。

厳密にこの辺りほどこまごまの線引きかということをごく細かくどこかの段階で線を引きながら話なのかもしれないのですけれども、少なくともこの報告書のところでは過去コンテンツとUGCだけかと言われると、それに類似したものは相当あるのではないかなというように考えていまして、その辺りがこの報告書で抜けてしまわないようにはぜひ考えていただきたいなというように思っております。

以上です。

○中村座長 ありがとうございます。

ほかにどうでしょう。1ポツ、ひとまずそんなところでしょうか。かなりここは大きく構えた記述をしていただいておりますので、皆さんからのそういった御指摘も尽きないところだとは思いますが、大体もう御意見としてはいただいたかと思っておりますので、それらを今日も何点か指摘いただきましたので吸収をする努力をして最後、フィックスまでこ

こは持っていきたいと思います。よろしくお願ひいたします。

ということで、もう一回、元に戻りまして、2ポツ（1）も含め全体について改めて皆さんからコメントございますでしょうか。

この場でお出しいただく意見はそんなところでしょうか。委員の皆さんからのコメント、意見というのは大体出てきて、その意見の中には並び立たないものもありますので、それらは全部ちゃんと書き切るという努力を委員サイドではしたいと思います。

そして、今日、冒頭からございますように知財事務局と主に文化庁との調整ということをもう一段進めていただく。皆さん御案内かと思いますが、文化庁は著作権法の改正、放送のネット同時配信や図書館の権利制限などを内容とするかなり重い法案を出す準備で昨日から与党審査が始まっているということで、政府として国会に提出できるかどうかという非常に大事な仕事の最中。これをうまく我々としても進めていただきたいと思います。その間、それと並行して、我々、勝手を申していろいろと作ってきたものを事務局と文化庁の間で調整をしていただく。これは事務局、文化庁ともに大変御負担をおかけすることになりますけれども、ぜひともよろしくお願ひをしたいということでひとまずボールを政府側に投げるということにしておきたいと思います。

ということで、そのような処理でよろしいでしょうか。となりますと、まだ2ポツ（1）も含めて整理を要する箇所、今日時点でも残るということになってしまっていて、今日、これを座長一任取付けということができないと私は認識をしております。

もう一度、非常に座長の仕切りが悪くて申し訳ないのですが、何らかの形で皆さんに御審議いただく、確認いただく、政府調整をいただいたものをもう一度我々の目を通すという作業が必要になってくるかと思っておりますので、それをもう一回、申し訳ありません。セッティングをしていただけないかと皆さんと事務局にお願ひを申し上げたいと思うのですが、今日、大体見えた2ポツの（1）以外のところというのはある程度吸収して、私と事務局サイドで調整をした上で皆さんに一度お返しすれば十分かなと思うのですが、2ポツ（1）のところをもう一度チェックをいただく、審議いただくということで取り扱っていただけないかということでございますが、そんな感じで事務局、田中局長、いかがでしょうか。委員の方からも何かございますでしょうか。

林さん、何かありましたら。

○林委員 今、座長におまとめいただいたとおりで異論ございません。先ほども申し上げましたけれども、どういう議論をしたかということが報告書の読み手に分かるように、そういった前提的なイメージの記載も入替えとか順番とかはあるかもしれませんが、入れてくださることが必要かと思っております。

以上です。

○中村座長 そうですね。

上野さん、どうぞ。

○上野委員 省庁間の調整に関しましては、こういうふうにしたほうがいいのか

といった具体的な全然アイデアは私にはありませんので、基本的にはお任せしたいと思えますけれども、2ポツ（1）のところに幾つか「仮説」として図が描かれていますので、もしこれについて御懸念の向きがおありのようでしたら、この図をもう少しシンプルにしてもいいのかなという気はしております。

確かに、こういった文書においては誰が読んでも分かりやすいような図を載せることも大事かと思えますけれども、特に拡大集中許諾のイメージという図では、本文に記述がないような「報告徴収義務」ですとか「業務改善命令」といった点を含めて、かなり具体的な制度として記載あれておまして、だからこそ分かりやすいという側面もあるのかもしれませんが、拡大集中許諾制度というのは、国によっては権利制限規定の中に設けられているところもありますし、また、権利管理団体の事業法、日本で言いますと著作権等管理事業法の中に規定が設けられているというような国もありまして、同じ拡大集中許諾制度と言いましてもいろいろなスタイルがあるかと思えます。ですので、その意味では拡大集中許諾のイメージ図を載せるにしても、もう少しシンプルなものにするというのも一つの方法かなと思いました。御検討いただければと思います。

以上です。

○中村座長 よろしいでしょうか。ありがとうございます。

ということですが、田中局長、いかがでしょうか。

○田中局長 ありがとうございます。

各方面といろいろなやり取りをしている結果、タスクフォースのメンバーの皆様方には時間をかけて、お時間を頂戴して御議論をさせていただいていること、まず感謝を申し上げますとともに、お時間をいただいていることに心苦しくは思っております。

さらに引き続き今日いただいた意見も含めて整理いたしまして、今後の議論にきちっと生かせるようなアウトプットに仕上げ、おまとめいただけるような形で準備したいと思えますので、引き続きよろしくお願ひ申し上げます。

○中村座長 ありがとうございます。

では、最後に、事務局から伝達事項はございますでしょうか。

○田淵参事官 次回の開催予定につきましては、改めて事務局から御案内いたします。よろしくお願ひいたします。

○中村座長 どうもありがとうございました。

田村さんは教授会が終わってない模様でございます。申し訳ありませんでした。

ということで、ここで閉会といたします。今日はお忙しいところ、ありがとうございます。失礼します。